住宅確保要配慮者の範囲

【法に定める者】

- 低額所得者
- •被災者(発災後3年以内)
- 高齢者
- ・障害者 (障害者基本法第2条第1号に規定する障害者)
- ・子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を養育している者

【省令に定める者】

- ・日本国籍を有しない者(外国人)
- 中国残留邦人
- ・児童虐待を受けた者
- ・ハンセン病療養所入所者等
- DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者
- 北朝鮮拉致被害者等
- 犯罪被害者等
- 更生保護対象者等
- 生活困窮者
- ・東日本大震災等の大規模災害の被災者

【さいたま市賃貸住宅供給促進計画で定める者】

- ・海外からの引揚者
- 新婚世帯
- 原子爆弹被爆者
- 戦傷病者
- 児童養護施設等退所者
- ・LGBT (レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー) 等 の性的マイノリティ
- ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者
- ・ひとり親世帯
- 失業者
- ・妊娠している者がいる世帯